

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日) 休日は、その翌日

目 次

◇告 示

字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(三件)(〃)

土地改良法による換地処分(四件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

よる曹源寺地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

新たに画する字の名称

大字曹源寺字藤舞

同上の区域(平成二年十一月一日現在の地番による。)

大字曹源寺字平七の一部、二五の四四の一部
大字曹源寺字上藤舞八七の一部、八八、八九、九一から一〇一まで、一〇七の一部、一〇八から一一五まで、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一一九の二、一二〇の二、一二一の二、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字曹源寺字下藤舞一三六から一四〇まで、一四〇の二から一四〇の四まで、一四〇の五の一部、一四〇の六から一四〇の三四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称

大字曹源寺字収平

同上の区域(平成二年十一月一日現在の地番による。)

大字曹源寺字収平のうち一の二、二の二、三の二、四、五、六の二、七、八の四、八の五、二五の四四以外の区域

大字曹源寺字上田

大字曹源寺上田の全域
大字曹源寺字上藤舞八六、八七の一部、一〇二、一〇三の二、一〇四の二、一〇五の二、一〇七の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

| | |
|---------------|---|
| 大字曹源寺字上 藤舞 | 大字曹源寺字上藤舞のうち八六から八九まで、九一から一〇二まで、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇七から一一五まで、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字曹源寺字下 藤舞 | 大字曹源寺字下藤舞のうち一三六から一四〇まで、一四〇の一から一四〇の三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字曹源寺字岐 下 | 大字曹源寺字岐平一の一、二の一、二の二、三の二、四、五、六の二、七の一部、八の四、八の五、二五の四四の一部 大字曹源寺字下藤舞一四〇の五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四〇の五、一四〇の二四、一四〇の二五と一体をなす国有地の一部 大字曹源寺字岐下の全域 |
| 大字曹源寺字中 嶋 | 大字曹源寺字中嶋一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六の三、二〇七の一、二〇八の三、二〇九の三、二一〇の一、二一四及びこれらと一体をなす国有地 大字曹源寺字地山二四四の三、二四四の四、二四五の二 |
| 大字曹源寺字地 山 | 大字曹源寺字中嶋のうち一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六の三、二〇七の一、二〇八の三、二〇九の三、二一〇の一、二一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字曹源寺字地山のうち二四四の三、二四四の四、二四五の二以外の区域 |

| | |
|----------------|--|
| 大字曹源寺字岩 佐河原 | 大字曹源寺字岩佐河原のうち二二二の四の一部以外の区域 大字曹源寺字前河原二二三の一の一部、二二三の三、二二三九及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字曹源寺字前 河原 | 大字曹源寺字岩佐河原二二三の四の一部 大字曹源寺字前河原のうち二二三の一の一部、二二三の三、二二三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久原字高河原六一五の四、六一五の九、六一五の一〇 |
| 大字久原字高河 原 | 大字久原字高河原のうち六一五の四、六一五の九、六一五の一〇以外の区域 |

鳥取県告示第二百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による森地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 儔 治

| 大字森字上大鳥 | 大字森字中ノ谷 | 大字森字下大鳥 | 大字森字中ノ谷 | 大字森字上大鳥 | 区域を変更する字の名称 |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 大字森字上大鳥のうち一八六の六、一八八九の七 | 大字森字中ノ谷のうち二二八の六から二二八の八まで以外の区域 | 大字森字下大鳥のうち一六八の六から一七二の五まで以外の区域 | 大字森字中ノ谷のうち二二八の六から二二八の八まで以外の区域 | 大字森字上大鳥のうち一六六の六、一七二の七、二二八の七、二二八の八 | 同上の区域(平成二年十一月一日現在の地番による。) |
| 大字森字馬場 | 大字森字五萬 | 大字森字中村 | 大字森字中村 | 大字森字中村 | 同上の区域(平成二年十一月一日現在の地番による。) |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>〇七の三まで、三〇八の四の一部、三〇九の三の一部、三〇九の六の一部、三一五の六の一部、三一七の二の一部、三一七の二の一部、三一九の二、三二〇の一、三二三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二の一、三二二の二、三二三の二から三二三の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字森字水尻四六三の一部、四六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字森字水尻</p> | <p>大字森字馬場三一五の六の一部、三二三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二の一、三二二の二、三二三の二から三二三の三までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字森字水尻のうち四六三の一部、四六四の一の一部、四七四の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字森字柿尾谷四八二の三の一部</p> <p>大字森字天神落五六二の一の一部、五六八の一部、五六九の一部、五七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字森字柿尾谷</p> | <p>大字森字柿尾谷のうち四八二の三以外の区域</p> |
| <p>大字森字下河原</p> | <p>大字森字下河原のうち五五五の一、五五六の一、五五八の六、五六〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字森字上天神谷</p> | <p>大字森字上天神谷のうち五九七の二以外の区域</p> |
| <p>大字森字天神落</p> | <p>大字森字水尻四七四の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森字柿尾谷四八二の三の一部</p> <p>大字森字下河原五五五の一、五五六の一、五五八の六、五六〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森字上天神谷五九七の二</p> <p>大字森字天神落のうち五六二の一の一部、五六八の一部、</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>五六九の一部、五七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字森字天神五九九から六〇二まで、六〇三の一、六〇三の二、六〇四の一、六〇四の二、六〇五の一、六〇五の二、六〇六、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字森字天神</p> | <p>大字森字天神のうち五九九から六〇二まで、六〇三の一、六〇三の二、六〇四の一、六〇四の二、六〇五の一、六〇五の二、六〇六、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>鳥取県告示第二百五十五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取中部地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成三年三月十九日</p> <p>鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 古 居 備 治</p> | |

| | |
|-----------------|---|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（平成二年十二月三日現在の地番による。） |
| 大字八橋字新坂 | 大字八橋字新坂のうち三四七〇の二から三四七〇の二四 まで、三四七〇の二六から三四七〇の二九まで、三四七〇 の五〇以外の区域 |
| 大字八橋字蛇抜 谷 | 大字八橋字蛇抜谷のうち三四七一の四から三四七一の一 まで、三四七一の一七から三四七一の三六まで以外の区域 |
| 大字八橋字大休 場 | 大字八橋字新坂三四七〇の二二から三四七〇の二四まで、 三四七〇の二六から三四七〇の二九まで、三四七〇の五〇 大字八橋字蛇抜谷三四七一の四から三四七一の一 三四七一の一七から三四七一の三六まで 大字八橋字大休場の全域 |

鳥取県告示第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五条）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉坂地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十九日

| | |
|-----------------|---|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（平成二年八月一日現在の地番による。） |
| 大字倉坂字スク 本平 | 大字倉坂字スク本平のうち一二八七の一、一二八七の二、 一二八七の七から一二八七の一〇まで、一二八七の一五の 一部、一二八七の一六の一部、一二八七の二二の一部、一 二八七の二三の一部以外の区域 |
| 大字倉坂字石白 谷 | 大字倉坂字スク本平一二八七の一、一二八七の二、一二八 七の七から一二八七の一〇まで、一二八七の一五の一部、 一二八七の一六の一部、一二八七の二二の一部、一二八七 の二三の一部 大字倉坂字石白谷の全域 |

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

居 備 治

備 治

治

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る鳥取中部地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

居 備 治

備 治

治

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る曹源寺地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る森地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治